

学校徴収金・授業料・各支援制度

1 学校徴収金について

(1) 各学年の年間納付額（令和6年度）※ 金額は変更になる場合があります。

項目/年次	1 年次	2 年次	3 年次
学年積立金	90,000 円 (内、入学一時金 30,000 円)	70,000 円	4,000 円
生徒会費	5,000 円	5,000 円	5,000 円
PTA 会費	4,000 円	4,000 円	4,000 円
合計	99,000 円	79,000 円	13,000 円

(2) 納入回数

原則として年額を前期・後期の2回に分けて、5月末(1年生のみ6月末)・10月末に納入していただきます。なお、一年生の入学一時金については入学前に納入が必要です。

(3) 納入方法

ゆうちょ銀行の「自動払込みサービス」で納入していただきます。

2 授業料について

(1) 授業料額

月額 9,900 円×12 ヶ月＝年額 118,800 円

ただし、(2) 就学支援金制度または(3) 授業料免除制度が適用される方は授業料が無償となります。

(2) 就学支援金制度

①制度の概要

生徒の保護者の所得に応じて、最大36か月にわたり授業料が無料になる国の制度。

②対象世帯

「保護者等の区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が30万4200円未満の世帯。

③必要な手続など

就学支援金の申請は原則オンラインにて受け付けます。詳細は別途通知します。

(3) 授業料免除制度

①制度の概要

所得制限により高等学校等就学支援金の対象とならない世帯に対して、授業料の全額を免除する東京都独自の制度。

②対象となる者

次の全ての要件を満たしている者

- ・都立高等学校又は都立中等教育学校の後期課程に在学していること
- ・所得要件を除けば就学支援金の受給資格を得られること
- ・申請年度の前年12月31日（新入生の場合は入学日）から申請日まで引き続き、生徒及びその保護者が都内に住所を有していること

③必要な手続など

「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出が必要です。詳細は別途通知します。

④注意事項

- ・所得要件以外の要件（在学期間等）を満たさないことにより就学支援金受給資格を得られない方は、本制度の対象となりません。
- ・就学支援金の申請を行わない方は授業料免除を受けることはできません。
- ・税申告が行われておらず、就学支援金の審査が行えない場合は、授業料免除を受けることはできません。

3 支援制度について

(1) 給付型奨学金制度について

生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者の代わりに支払う制度です。対象世帯や申請方法等については、別途お知らせを配布します。

(2) 奨学のための給付金制度について

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者等の口座に振り込まれる制度です。対象世帯や申請方法等については、別途お知らせを配布します。